

出席停止報告書

◇学校感染症について

下記にある「学校において予防すべき感染症」にかかった場合は、出席を停止させることができると法律で定められていますので、規定の期間または医師の指示する日まで登校を差し控えてください。

・学校において予防すべき感染症

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで [鳥インフルエンザ(H5N1)を除く]
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹 (三日ばしか)	発しんが消えるまで (約5日間)
麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化 (かさぶた) するまで (約1週間)
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
その他	急性灰白髄炎、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎 (はやり目)、急性出血性結膜炎、結核、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、その他の感染症

◆医療機関での記入欄

・登校の際、下欄を医師に記入してもらい担任または保健室へ提出してください。

名前	:	年	組					
病名	:							
出席停止期間	:	年	月	日	～	年	月	日
医師の証明	:							
		年	月	日	医師名	①		
療養中の様子 (発熱・食欲・胃腸の様子など全体症状について) :								

◆家庭での記入欄

上記の内容に相違ないものとして、報告いたします。

年 月 日 保護者名 ①